

# 柏崎市役所庁舎自動販売機設置仕様書

## 1 設置場所及び対象物件

- (1) 施設名称及び所在地  
柏崎市役所庁舎 柏崎市日石町2番1号
- (2) 対象物件  
別紙1「設置自動販売機一覧」及び別紙2「庁舎自動販売機設置場所」のとおり

## 2 条件

- (1) 許可手続等  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市の目的外使用許可手続を要するものとする。
- (2) 使用許可期間  
令和8（2026）年1月1日から令和12（2030）年12月31日までとし、延長は行わないものとする。
- (3) 使用料等  
使用許可期間における使用料等については、次のとおりとする。
  - ア 建物使用料  
新潟県柏崎市行政財産目的外使用料徴収条例（昭和39年条例第49号。以下「使用料徴収条例」という。）第2条別表において定められる建物使用料とする。
  - イ 電気料金及び水道料金  
使用料徴収条例第3条第1項第1号に規定される電気料金及び水道料金とする。この料金については、使用料を計測するために市が設置する専用の子メーターにより算出するものとする。
  - ウ 設置対価料  
設置及び販売により得られる利益の対価のうち、本入札に係る応札額とする。
- (4) 使用料等の納入方法  
前(3)ア及びウについては年度ごとに、同イについては月ごとに、本市が発行する納入通知書により、定められた期限までに全額納付すること。
- (5) 設置及び維持管理等
  - ア 自動販売機等の設置、維持管理及び撤去（行政財産目的外使用許可期間の満了時）に要する一切の費用は、全て設置者の負担とする。
  - イ 自動販売機に併設し、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器回収ボックスを設置するとともに、設置者の責任において適切に回収及びリサイクル等を行うこと。なお、回収の頻度は、使用済み容器があふれたりすることがないように十分考慮し、適切な維持管理を行うこと。また、回収ボックス内に入ったゴミ等についても回収するとともに、周辺の清掃を心掛けること。
  - ウ 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの大きさは、別紙1「設置自動販売機一覧」及び別紙2「庁舎自動販売機設置場所」に定める使用許可面積内に設置で

きるものとする。

エ 自動販売機の機種は、省電力及びノンフロン対応など環境に十分配慮した省エネ型自動販売機とすること。

オ 自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの設置に当たっては、据付面を十分に確認するとともに、適切な転倒防止策を講ずるなど施設利用者に対する安全面を配慮した上で行うこととし、施設管理者と十分な協議を行うこと。

なお、販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

カ 設置者は、オの規定による留意事項等に係る本市の助言及び指導がなされた場合、その助言及び指導に従うこと。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、設置者の負担とする。

キ 商品補充（賞味期限に留意することを含む。）及び金銭管理については、設置者が適切に行うこと。また、商品が盗難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し又は損傷したときは、設置者の負担により速やかに復旧すること。

なお、本市は、本市の責めによることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

ク 自動販売機には故障時等の連絡先を必ず明記するとともに、苦情及び故障等に対し、設置者の責任において対応すること。

ケ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が本市の責めに帰さない事由による場合は、設置者が賠償すること。また、事故等により緊急の事態が発生したときは、その内容及び対策等について書面により本市に報告すること。

#### (6) 販売品目等

ア 販売品目については、清涼飲料水及び牛乳等とし、利用者の嗜好に幅広く対応できるような構成とすることとする。また、落札決定後又は入替等を行う際に、事前に本市の確認を必ず得ること。

なお、アルコール類（アルコール類に準ずる飲料水を含む。）の販売は行わないこと。

イ 販売商品の形態については、缶、ビン、ペットボトル又は紙パックなどの密閉容器とすること。

ウ 販売価格については、標準販売価格以下とすること。

#### (7) 売上状況の報告

ア 月別の自動販売機の売上状況（販売種類別の数量及び売上金額）については、翌月の10日までに本市が指定する様式により報告すること。

イ 本市が必要に応じてその売上状況を公表する場合は、それに同意すること。

#### (8) 原状回復

設置者は、使用許可期間が満了し、又は使用許可が取消された場合には、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置等に伴い支出した費用、共益費及びその他一切の費用について、設置者は本市に対しその補償に係る請求を行うことができない。

(9) 権利義務の譲渡等の制限

設置者は、本使用許可等から生ずる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。

### 3 その他

ア 設置者は、自動販売機等を設置する前に設置予定機器のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 施設の改修工事等により、自動販売機の営業に支障が出る場合の対応については、本市と設置者の協議により対応することとする。

### 4 参考事項（施設の状況）

(1) 庁舎における開庁日等

ア 窓口及び各執務室

新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、月曜日及び土曜日については、一部の部署（市民課等）において、次のとおり窓口延長を実施する。

月曜日：午後7時まで

土曜日：午前8時30分から正午まで

イ 1階市民ロビー及び多目的室

通年で、午前8時から午後8時まで開放

(2) 職員数

約600人

(3) 年間来庁者数

約70,000人（開庁日1日当たり約290人）